

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画（案）

第 82 回国民スポーツ大会・第 27 回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地
市町村、関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第 82 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」
という。）及び第 27 回全国障害者スポーツ大会（以下「全障スポ」という。）の次の業務を円滑に推
進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

[国スポ]

選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「参加者」という。）の配宿計画
の作成に資するため、県と市町村が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

[全障スポ]

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

[国スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県と会場地市町村が連
携し、各都道府県等への宿泊意向調査を実施する。

[全障スポ]

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は各都道府県等への
宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

[国スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県と
会場地市町村が連携し、仮配宿計画（会場地市町村ごとに参加者をどの宿舎に割り振るかのシミ
ュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。）を作成する。

[全障スポ]

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績、各都道府県等への宿泊意向調査等に基づき、県
は、仮配宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

[国スポ]

仮配宿計画において、会場地市町村内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホ
テル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは参加者の収容が困難な場合は、県と会場地市町
村が連携し、会場地市町村内の旅館等の客室提供の促進、近隣市町村（原則として県内）の旅館
等の利用、公共施設等の転用等、必要な充足対策を行う。

また、充足対策が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県、会場地市町村等による連絡会議を
設置する。

[全障スポ]

仮配宿計画において、会場地市内の旅館等のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域
配宿を行う等の必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

[国スポ]

県と会場地市町村は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を

作成する。

[全障スポ]

県は、仮配宿計画等に基づき、市町村ごとの宿泊人数を調整の上、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

[全障スポ]

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備する等、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊本部の設置

宿泊申込み、変更及び取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

3 宿泊料金の決定

[国スポ]

宿泊料金については、先催県の事例も参考に、県が旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

[全障スポ]

宿泊料金については、国スポの宿泊料金を基本とし、旅館等の関係団体と協議し、県が決定する。

4 食事の提供

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養素のバランスが良く、信州の豊かな気候・風土に育まれた農畜水産物や多彩な食文化を生かした郷土色豊かなものを提供する。

また、選手が十分に活躍できるよう食事に関する方針を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、方針の普及に努める。

5 弁当の調達

[国スポ]

昼食弁当については、県及び会場地市町村が、必要に応じて調達を行う。

[全障スポ]

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達を行う。

6 その他

(1) 国スポの県外開催競技については、上記に関わらず県が「1 配宿業務の実施」、「4 食事の提供」及び「5 弁当の調達」の業務を実施する。

(2) 上記のほか、宿泊、食事及び弁当業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。